

2018
2019
2020
2021
2022
2023

月刊Eニュースレター

Vol 02 第01号

2021 年1月

ボトムライン

目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFO の展望 5
- 合併と買収 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	44,150	47,751	8.16%	▲
NSE NIFTY50	12,969	13,982	7.81%	▲
NASDAQ 総合	12,199	12,888	5.65%	▲
NIKKEI 225	26,434	27,444	3.82%	▲

Currency 通貨

米ドル・ルピー	73.99	73.04	1.29%	▲
€・ルピー	88.26	89.20	-1.07%	▼
£・ルピー	98.56	99.86	-1.32%	▼
日本円・ルピー	0.715	0.71	-1.04%	▲

注記：2020年8月31日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。

参照：Yahoo Finance, Investing.com



直接税

通知・通達

所得税の申告期限が延長

2020年3月期の所得税申告書・申告書・認証等の提出期限について本年3回目の延長がなされました。現在、監査対象でない者の確定申告は2021年1月10日までに提出でき、監査対象者の確定申告は2021年2月15日までに提出できます。税務監査と移転価格文書に関しては、提出期限は2021年1月15日です。税務紛争の早期解決のためのVivad Se Vishwasスキームは、2021年1月31日まで利用できるようになりました。

Press release dated December 30, 2020

司法判断

ケアンが国際司法裁判所で仲裁に勝訴

ハーグの国際仲裁裁判所は、2006-07年のインド事業の内部再編に起因するインド政府の遡及的課税要求に関して、ケアンに有利な判決を下しました。組織再編の下で、ケアンインドアホールディングスの株式はケアンUKによってケアンインドアに譲渡されました。これにより、ケアンインドアによる株式のIPOに先立って、英国を拠点とする会社がキャピタルゲインを獲得したかどうかについて異なる解釈が生じました。

この判決において、PCAはインド政府による遡及的課税要求は、インドと英国の間の二国間投資協定の管轄下にある税関連の投資紛争にあたり、同条約

に基づく公正な取り扱いに違反してそのような要求をしたとみなされました。

Cairn Energy Plc, December 23, 2020 (Permanent Court of Arbitration)

株式の評価方法は変更不可

裁判所は、評価は所定の方法に従って行われなければならないとの意見を表明。納税者が特定の方法を選択した場合、税務官はそれと同じ評価方法を選択する必要があります。税務官が評価方法を変更できるとする法律上の規定はなく、したがって納税者が採用した方法の選択を妨げることはできません。

TSI Yatra Pvt. Ltd [TS-669-ITAT-2020(DEL)]

所得税の申告期限が延長

ケアンが国際法廷で仲裁に勝訴

株式の評価方法は変更不可



間接税

通知・通達

2019-20会計年度の年次報告書の期日が延長

2019-20年度のフォームGSTR-9による年次申告の期日は、2020年12月31日から2021年2月28日まで延長されました。

Notification No. 95/2020-Central Tax dated December 30, 2020

GST規則の修正

- i. 登録の取消: CGST法第16条に違反して仕入税額控除 (ITC) が利用された場合、またはGSTR-1が同じ期間にGSTR-3Bで開示された収入を超える収入を示した場合でも、登録は取り消される可能性があります。
- ii. 登録の一時停止: 登録の一時停止は聴聞の合理的な機会を提供しなくても行うことができます。
- iii. 不一致仕入税額控除の制限: GSTR-2Aに反映されている適格仮払税金の10%のみを利用するという制限は更に2021年1月1日から5%に引き下げられました。
- iv. ITCの利用に関する制限: 2021年1月1日よりITCの利用に関する追加条件を規定する新しい規則86Bが追加されました:
 - a. 1か月の供給の課税額が500万ルピーを超える場合、ITCは、そのような債務の99%の範囲でのみ利用できます。残高の1%は現金で支払う必要があります。この目的のためには、供給には税金の免除や非課税の供給は含まれません。
 - b. 上記の制限は以下を含む特定の条件には適用されません:
 - 納税者または特定の人が過去2会計年度のそれぞれで10万ルピーを超える所得税を支払った場合。
 - 納税者が未使用のITCから前会計年度に10万ルピー以上の払い戻しを受けた場合。

- 納税者が会計年度の初めから当月までの期間に合計で1パーセントを超える課税額を現金で支払った場合。
- 納税者が政府部門、PSU、地方自治体または法定機関の場合。

Notification No. 94/2020-Central Tax dated December 22, 2020

請求書における固有のID番号(UIN)の開示の廃止

サプライヤーが国連組織(UNO)の外国の外交使節団、大使館、専門機関に発行した請求書のUINの開示要件は2020年4月から2021年3月までの期間免除されました。還付を受けるためにはそのような請求書のコピーはUINが示す機関の正式な代表者によって証明される必要があります。

Circular No.144/14/2020-GST dated December 15, 2020

訴訟・事前裁定

従業員移動手段確保のために支払われた費用は課税対象に

雇用主が従業員に無料または少額の料金で提供する移動手段確保費用はGSTに基づいて課税されます。これは雇用主が従業員に提供するサービスの一部として扱われるべきではありません。

M/s Beumer India Private Limited (AAR Haryana)

前期のGSTR-3Bの修正

2017年12月29日付けの通達第26/26/2017-GSTの第4項により支払われた超過税の還付を請求するために申立人が前の期間のGSTR-3Bを修正することを許可するデリー高等裁判所の決定は最高裁判所によって留保されました。

Union of India v. Bharti Airtel Ltd & others (Supreme Court of India)

FY 2019-20のGSTR-9の申告の機嫌が2021年2月28日に変更

CGST規則に重要な変更

従業員に提供された移動手段の費用の償還は課税対象であるとAARで規定

GST登録の責任を負う外国企業

外国企業がインドのプロジェクトサイトで人的及び技術的資源の面で適切な構造を維持している場合、サプライヤーの場所はそのような固定施設又はプロジェクトオフィスであり、登録は固定施設から外国企業によって取得される必要があります。

M/s Tokyo Electric Power (AAR Odisha)

無料で配布される商品のITC

商品がフランチャイジーに配布される場合関連当事者への供給に相当するためGSTの課税対象となり、ITC(仕入税額控除)の利用が許可されるものとします。商品が関連当事者ではない小売業者に配布される場合ITCは許可されません。そのような取引は供給の範囲に含まれずGSTは支払われなためです。

M/s Page Industries (AAR Karnataka)

会社法及び関連法

通知

取締役会及び臨時株主総会の緩和措置

2021年6月30日までビデオ会議またはその他の手段を介して取締役会または臨時株主総会を開催できます。

General Circular No. 39/2020/MCA/ dated December 31, 2020

独立取締役のデータバンク上での資格習得期限にかかる緩和措置

独立取締役のデータバンクで個人のオンライン技能試験を認定するための期限はデータバンクに名前が登録された日から1年から2年へ延長されます。上場企業の取締役または主要な管理職としてある個人の技能試験の資格が公開会社または非上場公開会社かその他の特定の会社には払込資本金が1億ルピー以上3年以上の期間のある場合も免除されています。

Notification No. G.S.R. - 774(E)/MCA/dated December 18, 2020

Spice +上の商号申請の期限延長

会社設立における商号申請は場合によっては最大40日または60日の期間の延長措置が提供されています。この措置を利用するためには、2020年法人設立にかかる会社法修正施行規則で定められた有効期限前に追加料金を支払うことが必要となります。

Notification No. G.S.R. - 795(E) 2020/MCA/dated December 24, 2020

中央銀行による商品とサービスの輸出の促進

ビジネスのしやすさをの向上のために以下の分野でより多くの権限を

承認銀行カテゴリーIIに委任することが決定されました。:

- 輸出業者が荷受人またはその代理人に直接出荷書類を送付するケースを定期的に行うこと
- 未実現の輸出手形の償却
- 輸入買掛金に対する輸出売掛金の相殺
- 品質の悪さによる輸出代金の払い戻し

Notification No. 21/77/ RBI/dated December 04, 2020

ビデオ会議による取締役会及び株主総会開催期限の延長

独立取締役のデータバンク上の資格習得期限の延長

インド準備銀行による対外貿易促進にかかるイニシアチブ



CFOの展望

CARO2020の適用は1年延期

企業省によってCARO2020(監査項目)の適用は1年延期

CARO 2020「会社の監査項目」に基づく報告は、2020年4月1日以降に開始する会計年度から適用される予定であったが現在1年延長されており、2021年4月1日以降に開始する会計年度から適用されます。

政府は破産倒産プロセスの停止を2021年3月31日まで延長予定

政府は企業がパンデミックによってもたらされた困難に対処するために2021年3月31日までIBC(破産倒産プロセス)の停止を延長することを決定しました。



合併と吸収

クイックガイドシリーズ 成熟した企業のための成長金融システム

成熟した事業段階にある大企業は、成長率の低下により選択肢が制限され、資金調達方法が限定的となる場合にしばしば遭遇します。そのような企業が利用できるいくつかの資金調達と成長のオプションは次の通りです:

戦略的な投資:

同じ事業または補完的な事業からの戦略的投資は成熟した事業で成長資金を調達するための最も明白な選択となります。

戦略的プレーヤーへの事業売却も事業から撤退するための一般的な方法です。国際的なパートナーの場合には、資本をもたらすだけでなく、技術や新しい市場へのアクセスも可能とします。ここで注意すべき重要な点は次の通りです:

- 戦略的投資家は技術を保護するために過半数の所有を好み、将来的に、残りの未所有株式を購入するオプションを好みます
- 株価は実証済みの実績だけでなく、潜在的な相乗効果にも基づいています。
- 戦略的投資家はプライベートエクイティの投資家と比較して、会社の事業に比較的精通しています。

新規株式公開:

事業の規模と性質に応じて株式市場は、一般的に使用される資金源であり、成長段階から投資している投資家に売却機会を与えるためにも使用される。ここでの注意点は次の通りです:

- 新規株式公開「IPO」の成功は、上場時の市場のセンチメントに大きく依存します。
- 新規株式公開「IPO」は法令または規制順守の強化と適時な情報開示が必要となります。
- 財務的及び戦略的な資金調達と比較して、コストがかかる方法となります。

国際資本及び債券市場:

インドではグローバル銀行とマーチャントバンカーが確立されており、企業は国際市場から資金を調達するためのさまざまなオプションを選択することができる。これらのオプションのいくつかは次の通りです:

- 米国預託証券(ADR):これらは、米国の金融市場で取引されている外国企業の証券を表す預託証券です。従ってADRを発行するインドの企業は米国の金融市場にアクセスが可能となります。
- グローバル預託証券(GDR):GDRはADRと同様に外国企業の株式を表す手段です。これはインドの企業が外国の証券取引所に上場と取引できる外貨で資金を調達するのに役立ちます。
- 外貨転換社債(FCCB):これらは発行者の本国通貨以外の通貨で発行される株式連動債券です。これは事前指定期間の元本に対する定期的な利息の支払いを可能し、そのような債券に固有の転換率に従って指定された期間後に株式に転換するオプションを提供するハイブリッド商品です。

ニュース



CAROとE-invoicing

2020年12月18日

講演者: Soundar Rajan

(監査部門 アソシエイトディレクター)
Santhosh Kumar (会計及びビジネスサ
ポート部門シニアマネージャー)は、クラ
イアント向け勉強会を開催し、会社のイ
ンド版SOX法にあたる「CARO」と電子
請求書の制度について説明しました。

CII の第7回 銀行金融サミット2020

2020年12月18日

監査部門のインド全土の責任者である
Parveen Kumarは、CII北部地域から招
待され「インドでのレジリエントな銀行
セクターの構築」に関するパネルディス
カッションで講演した。彼はインドの銀
行セクターが直面するリスクと規制の
問題及び銀行セクターのレジリエンス
について講演を行いました。

弊社執筆情報

New Labour Laws - a painful proposition for India Inc? -

2020年12月14日

著者: Himanshu Srivastava
ビジネスアドバイザーサービス部門
パートナー

ET CFOに掲載されたこの記事は、先
日に制定された新労働法がもたらす
影響を取り上げています。

44種類に及ぶ労働法に関する規定
は、4つの法規に統合され、「労働者
(worker)」という用語が再定義され、
ました。また、契約労働者(contract
labour)は中核的活動から制限されて
おり、レイオフや閉鎖などのケースで
政府承認が必要となる上限は緩和さ
れるとともに、労働争議の解決におい
ても交渉と期限が定められました。

CARO 2020: What deferment of new stricter rules means for CFOs, auditors -

2020年12月22日

著者: Keyur Dave、ムンバイ統括責
任者 ET CFOで公開されたこの記
事では、インド版SOX法と言われる
CARO2020で要求される追加の開
示と、CFO・監査人・投資家などのさ
まざまな利害関係者にとっての延
期の意味の、両方の影響について
説明しました。



用語集



AAR

Authority for Advance Ruling

CGST Act

Central Goods and Services Tax Act, 2017

CGST Rules

Central Goods and Services Tax Rules, 2017

CARO 2020

Companies Auditor's Report Order, 2020

FY

Financial Year

GST

Goods and Services Tax

GSTIN

GST Identification Number

ITAT

Income Tax Appellate Authority

IPO

Initial Public Offering

ITC

Input Tax Credit

IBC

Insolvency and Bankruptcy Code, 2016

IGST

Integrated Goods and Services Tax

MCA

Ministry of Corporate Affairs

OAVM

Other Audio-Visual Means

PCA

Permanent Court of Arbitration

RBI

Reserve Bank of India

SPICE+

Simplified Proforma for Incorporating Company Electronically

UIN

Unique Identity Number

UK

United Kingdom

UNO

United Nations Organization

VC

Video Conferencing



当社概要

企業戦略家、監査人、税務顧問専門家、
金融と市場解析者のサービス会社

サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

業務専門家に教えるのリーダーたちは経験と専門知識を持ってインド全国にカバーできお客様に優秀なサービス提供できる

家の強さは社員、プロセスとプロ意識です。



ASA & ASSOCIATES LLP



ニューデリー【本社】

Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード

306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール

Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンアイ

Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン

Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイドラバード

Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ

Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ

Lotus Corporate Park
D-401, CTS No.185/A
Graham Firth Compound
Western Express Highway
Goregaon (East)
Mumbai 400 063 INDIA
T +91 22 4921 4000

National Affiliates

チャンヂガール、コルカタ、プネ、
ヴィンジャカーバットナム、ネパール

www.asa.in

700 人の社員
プロ

6000
顧客

60 +
ヶ所の事務所

32 行のパート
トナー専務

29 年の
経験

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社と一緒に国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



Disclaimer: We have taken all steps to ensure that the information in this document has been obtained from reliable sources and is accurate. However, this document is not intended to give legal, tax, accounting or other professional guidance. We recommend appropriate advice be taken prior to initiating action on specific issues.